

令和3年11月25日開催

## 新庄市農業委員会第18回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和3年11月）議事録

1. 開催日時                    令和3年11月25日（月）午前10時
2. 開催場所                    新庄市民プラザ 小ホール
3. 出席委員（19名）

1 番 浅沼 玲子	2 番 笹 行也
3 番 清水 哲夫	4 番 間 真一
5 番 田宮 成彦	6 番 丹 茂
7 番 星川 豊	8 番 五十嵐 成生
9 番 佐藤 啓右	10 番 齋藤 謙二
11 番 指村 貞芳	12 番 三原 康志
13 番 高山 光弥	14 番 森 良一
15 番 星川 吉和	16 番 下山 秀一
17 番 星川 秀男	18 番 佐藤 喜代志
19 番 早坂 浩樹	
4. 欠席した委員（0名）

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 59 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 60 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について  
日程第 4 議案第 61 号 農用地利用集積計画について  
日程第 5 議案第 62 号 非農地証明願について  
日程第 6 報告第 46 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 7 報告第 47 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
日程第 8 報告第 48 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長	横山 浩	総務主査	鏡 彰広
主 査	早坂 和弥	主 事	結城 美緒

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和 3 年度新庄市農業委員会第 18 回総会を開催いたします。総会に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は 19 名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 18 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に6番丹茂委員と13番高山光弥委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第59号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

ここで齋藤謙二委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休暇します。

(齋藤謙二委員退席)

休憩を解いて再開します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第59号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区9件、稲舟地区1件、萩野地区6件、八向地区7件、計23件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、11月20日に調査確認いたしました。譲受人は、譲渡人の息子であり、同一世帯であるため、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして、11月17日に調査確認いたしました。農用地区域外の

農地が一部ございましたが、双方合意ということで、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区3番につきまして、11月20日に調査確認いたしました。譲渡人から譲受人への所有権移転の売買ということで、対価につきましては双方合意ということで、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○17番

新庄地区4番につきまして、10月25日及び11月17日に調査確認いたしました。譲渡人の父が耕作していた田の隣で譲受人が耕作をしていたのですが、譲渡人の父が亡くなり、貸借で譲受人が耕作をしていたということです。譲渡人は、農業をしたことが無いため、完全に所有権移転をするという話し合いがありました。対価につきましては妥当だと考えます。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区5番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。事務局説明のとおりです。この案件は、10月前半から話し合いがございました案件で、双方合意という形になりました。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区6番につきまして、11月20日に調査確認いたしました。譲渡人の農地が譲受人の農地の隣にあります。譲受人は、認定農業者ではないため、農地法第3条での所有権移転の売買となりました。対価につきましては双方合意ということで、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区7番につきまして、11月20日に調査確認いたしました。事務局説明のとおりで相違ございませんでした。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○7番

新庄地区8番につきまして、11月20日に調査確認いたしました。事務局説明のとおりで相違ございませんでした。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、新庄地区9番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区9番につきまして、11月20日に調査確認いたしました。貸人の農地を以前は、ほかの方が耕作しておりましたが、今回は、地域の状況を考慮して借人へ賃貸借を権設定することとなりました。借賃につきましては双方合意ということで、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、11月18日及び19日に調査確認いたしました。譲渡人と譲受人は親戚関係であります。譲受人は、長年市外に在住しているため、譲受人が耕作及び管理をしておりました。譲渡人には、相続する方がいないということで、親戚である譲受人に贈与するというございます。問題ないと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区1番につきまして、11月20日に調査確認いたしました。譲渡人の田の一部

が、譲受人の田に入り込んでいますので、新規の賃借権設定となりました。借賃につきましては妥当だと考えますので、問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○19番

萩野地区2番につきまして、11月18日に調査確認いたしました。譲渡人の土地が飛地になっており、譲受人の土地の隣であり、面積が72㎡と小さく、出来れば譲受人が利用したいということでありまして、双方が話し合いを行って、所有権移転の売買ということになりました。対価につきましては双方合意ということで、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○6番

萩野地区3番につきまして、11月18日に調査確認いたしました。11月4日に譲渡人から相談を受けていた案件です。長年譲受人へ貸借していた農地を、譲受人に売りたいということであります。譲受人を交えて協議しました。畑ということで対価につきましては双方合意ということで妥当ではないかと思えます。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○6番

萩野地区4番につきまして、11月18日に調査確認いたしました。貸人と借人は、親戚関係であります。前の借人の家族が高齢ということで耕作困難になり、新たに借人が借り受けるということになりました。借賃については少し高いのではないかと確認したところ、前の借人と同じ条件にしたということです。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

次に、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区5番につきまして、11月21日に調査確認いたしました。株式会社オールクリエーションが、一般法人の株式会社オール食品工房という形態をとり、この土地を利用して食料米を栽培するというものでした。賃貸借の移転となります。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

次に、萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○15番

萩野地区6番につきまして、11月21日に調査確認いたしました。株式会社オールクリエーションが、株式会社オールアグリへ賃貸借の移転をしたいという案件です。株式会社オールクリエーションから、株式会社オールアグリが農業法人として分社化した形となっております。問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、11月17日に調査確認いたしました。この土地は、譲受人が以前から管理しておりましたが、条件の悪い所であるということで、この度新規で使用貸借権を設定したいということでもあります。問題ないと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

次に、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区2番につきまして、11月17日に調査確認いたしました。この土地は、譲受人が以前から管理しておりましたが、条件の悪い所であるということで、この度新規で使用貸借権を設定したいということでもあります。問題ないと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

次に、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区3番につきまして、11月17日に調査確認いたしました。議案書に記載のとおりでありました。問題ないと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

次に、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区4番につきまして、11月17日に調査確認いたしました。議案書に記載のとおりでありました。問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区5番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区5番につきまして、11月17日に調査確認いたしました。以前から譲渡人から相談を受けていた案件です。この度自作地相互の交換ということで、双方合意となりました。問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区6番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区6番につきまして、11月17日に調査確認いたしました。八向地区5番に関連する案件です。この度自作地相互の交換ということで、双方合意となりました。問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

次に、八向地区7番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区7番につきまして、11月17日に調査確認いたしました。議案書に記載のとおりでありました。なお、この土地は、譲受人の隣接地であります。問題ないと判断いたしました。宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>



○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第59号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第59号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇いたします。

(齋藤謙二委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に日程第3、議案第60号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第60号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区1番につきまして、11月20日に調査確認しました。事務局説明のとおりであります。問題ないと判断しましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第60号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第60号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第61号農用地利用集積計画について上程いたします。

ここで、森良一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31号の規定により退席いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

暫時休暇します。

(森良一委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第61号農用地利用集積計画につきまして、新庄地区18件、稲舟地区4件、萩野地区16件、八向地区8件、計46件ございます。議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を基に計画内容を説明)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ご苦勞様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のありました所有権移転4件、賃借権設定、新規28件、再設定12件、使用貸借権設定、新規1件、再設定1件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第61号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第61号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(森良一委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に日程第5、議案第62号農地法非農地証明願についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第62号農地法非農地証明願について、ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま事務局から説明がございましたが、本案件は昨年実施された農地パトロール、遊休農地の利用意向調査の結果に基づき、本年の農地パトロールにおいて再度、現地を確認しております。各担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

<なしというものあり>

○議長

それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった新庄地区16件、稲舟地区8件、萩野地区2件、八向地区9件、合計35件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第62号農地法非農地証明願については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第62号農地法非農地証明願については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第6、報告第46号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第46号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区1件、八向地区4の合計8件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第46号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第46号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第47号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第47号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、新庄地区17件、萩野地区4件、八向地区1、計22件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第47号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第47号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第48号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第48号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件、萩野地区1件、計2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第48号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第48号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決、承認されました。

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第18回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和3年11月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 丹 茂

議事録署名委員 高山 光弥